

忌避申立書

2024（令和6）年7月17日

最高裁判所 御中

再審原告ら訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

申立ての趣旨

再審原告らが御庁に令和6年7月17日付再審訴状により提起した再審の訴え（対象事件：最高裁判所令和6年（行ナ）第2号）について、裁判官岡正晶、裁判官深山卓也、裁判官安浪亮介、裁判官堺徹及び裁判官宮川美津子に対する忌避は理由がある。

との裁判を求める。

申立ての理由

第1 本申立ての概要

本申立てに係る再審の訴え（以下「本訴」という。）の対象事件（以下「本件対象事件」という。）は、御庁の第一小法廷が担当し、同小法廷所属の裁判官岡正晶、裁判官深山卓也、裁判官安浪亮介、裁判官堺徹及び裁判官宮川美津子（以下「本件裁判官ら」という。）が全員一致で棄却したものである。

本訴は、本件対象事件の棄却決定について誤りがあるとして再審を求めるものであり、その実質は本件裁判官らの判断の誤りを指摘して再審理を求めるものにほかならない。そのため、後記第2及び第3で述べるとおり、本件裁判官らについては、本訴に関し裁判の公正を妨げるべき事情がある。

したがって、本件裁判官らについて、本件忌避の申立てをする。

第2 「裁判の公正を妨げるべき事情」の存在①（先例の規範から）

民訴法24条1項が忌避事由として定める「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、当該裁判官が当該事件やその当事者と特別な関係を有することにより、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を通常人に抱かせる客観的事情をいう（金沢地方裁判所平成28年3月31日決定、判例時報2299号143頁）。

そして、主要な争点が同じであり強い関連性を有する二つの事件のうちの一つにおいて、その一方当事者である被告国等の指定代理人として現に中心的に活動し、かつ、基本事件の被告国等の主張書面の作成にも何らかの影響を及ぼした可能性のある者が、その直後にもう一方の事件の受訴裁判所を構成する裁判官として関与するということになれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念

は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的事情に基づくものであるとされる（同決定）。

そこで本件をみると（別紙の表を参照。）、本訴と対象事件の主要な争点はいずれも、対象事件を担当した小法廷（対象事件を全員一致で棄却決定をした裁判官ら）が再審の訴えを担当することが許されるのかというもので、共通である。

そして本訴では対象事件の判断主体の適格性が主要な争点であるから、本訴と対象事件には極めて強い関連性がある。

さらに、対象事件への裁判官の関与の内容は、本件裁判官らは全員一致で対象事件の棄却決定をしており、対象事件の決定に関与したことは明らかである。

このように、対象事件と主要な争点が同じであるにとどまらず、強い関連性を有する本訴において、対象事件を全員一致で棄却した裁判官らが、その再審の訴えの受訴裁判所を構成する裁判官として関与するということになれば、通常人において、公正で客観性のある裁判を期待することができないとの懸念を抱かせるに十分であり、かつ、このような懸念は単なる主観的なものではなく、事件との特別な関係を有するという客観的事情に基づくものである。

したがって、本件裁判官らの忌避には理由があるというべきである。

第3 「裁判の公正を妨げるべき事情」の存在②（「公平な裁判所」の意義から）

本件裁判官らが本訴を担当することの問題点は、「公平な裁判所」による裁判を保障する自由権規約第14条1項に照らすとわかりやすい。「公平な裁判所」があつて初めて裁判の公正が保障されるといえるからである。

自由権規約第14条1項が保障する「公平な裁判所」（外務省訳）の英語原文は「impartial tribunal」である。

「impartial（公平な）」とは、「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」（not supporting any of the sides involved in an argument. Cambridge Advanced Learner's Dictionary & Thesaurus）、「特定の状況に巻き込まれておら

ず、それゆえ公正な意見や助言を与えることができる」 (not involved in a particular situation, and therefore able to give a fair opinion or piece of advice. Longman Dictionary of Contemporary English) ことを意味する。「impartial」がこのように第三者性を前提とすることは、「impartial」を「すべてのライバルや紛争当事者を平等に扱うこと」 (treating all rivals or disputants equally. Oxford Dictionary of English 2nd edition) とする説明にも表れているほか、「公平な (impartial) 者は、特定の状況に直接巻き込まれておらず、それゆえに公正な (fair) 意見または決定を下すことができる」 ("Someone who is impartial is not directly involved in a particular situation, and is therefore able to give a fair opinion or decision about it." Collins COBUILD Advanced Learner's Dictionary.) とも説明される。

つまり、紛争との関係で第三者である裁判所（公平な裁判所）こそが、公正な決定を下すことができるのであって、紛争との関係で第三者ではない裁判所による裁判には、本質的に「裁判の公正を妨げる」おそれがある。

そこで本件をみると、本訴は、本件対象事件の棄却決定について誤りがあるとして再審を求めるものであり、その実質は本件裁判官らの判断の誤りを指摘して再審理を求めるものである。本件裁判官らは、本件対象事件を担当することによって本訴に当事者として巻き込まれており、本訴の第三者ではない。本件裁判官らが本訴を担当すると、紛争との関係で第三者ではない裁判所が裁判することになり、裁判の公正を妨げるおそれが生じる。

したがって、本件裁判官らについては本訴に関し裁判の公正を妨げるべき事情がある（民訴法第24条1項）。

第4 結論

以上のとおり、裁判官岡正品、裁判官深山卓也、裁判官安浪亮介、裁判官堀徹及び裁判官宮川美津子が本訴を担当することには裁判の公正を妨げるべき事情があるので、ここに本件忌避の申立をする。

以上

疎明方法

1. 令和6年7月17日付再審訴状の写し 1通
 2. 令和5年12月31日付再審訴状（本件の対象事件。最高裁判所令和6年（行ナ）第2号）の写し 1通
 3. 最高裁判所令和6年（行ナ）第2号の棄却決定の写し 1通
 4. 令和5年10月26日付再審訴状（本件の対象事件の対象事件。最高裁判所令和5年（行ナ）第86号）の写し 1通
 5. 最高裁判所令和5年（行ナ）第86号の棄却決定の写し 1通
- 以上

	事件番号 (再審訴状の日付)	対象事件	(再審の訴えの) 主要な争点	(対象事件との) 強い関連性	対象事件への裁判官 の関与の内容	審理の流れ (再審の訴え③から)
再審の訴え①	令和5年(行ナ)第86号 (令和5年10月26日)	令和5年(行ツ)第180号	①対象事件が小法廷 限りで判断できる事 件であるのか。	対象事件が大法廷で 審議しなくてはなら ない事件であったかが 争点であり、対象事 件と極めて強い関連 性がある。	第一小法廷の裁判官 が全員一致で棄却。	②が否定されれば、再審 の訴え①においても第一 小法廷の裁判官は忌避の 対象となるので、再審の 訴え①の再審開始決定を 受けて申立人が第一小法 廷の裁判官の忌避を申し 立てることで、第一小法 廷の裁判官の忌避が認め られて、①が他の小法廷 により判断されることに なる。
再審の訴え②	令和6年(行ナ)第2号 (令和5年12月31日)	令和5年(行ナ)第86号 (再審の訴え①)	②再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ①)を全員一致で棄 却した小法廷(裁判 官)が担当すること が許されるのか。	対象事件についての 判断主体が主要な争 点であり、対象事件 と極めて強い関連性 がある。	第一小法廷の裁判官 が全員一致で棄却。	③が否定されれば②も同 じく否定されるので、再 審の訴え②の再審開始決 定を受けて申立人が第一 小法廷の裁判官の忌避を 申し立てることで第一小 法廷の裁判官の忌避が認 められて、他の小法廷が 対象事件(再審の訴え ①)の審理を再開する。
再審の訴え③	令和6年(行ナ)第■■■号 (令和6年7月17日付)	令和6年(行ナ)第2号 (再審の訴え②)	③再審の訴えを、対 象事件(再審の訴え ②)を全員一致で棄 却した小法廷(裁判 官)が担当すること が許されるのか。	対象事件についての 判断主体が主要な争 点であり、対象事件 と極めて強い関連性 がある。	第一小法廷の裁判官 が全員一致で棄却。	③が否定されれば、対象 事件(再審の訴え②)の 審理が再開される。